

《令和6年度》

足立区ものづくり企業地域共生推進助成金 募集案内

1 事業内容

東京都と連携し、都内中小企業者等が、足立区内で近隣住民等への配慮や地域との共生を目的として、操業環境の改善（工場の改修、足立区内への移転、設備の更新・導入）や住民受入環境の整備を行う取組みに対して助成することで、地域の持続的な産業振興を支援します。

2 助成額 ※予算額に達し次第、助成は終了します

最大375万円（助成率：対象経費の4分の3）

※助成対象経費総額が100万円以上のものが対象です

※設備の更新・導入を行う際に、現に使用する生産に要する設備等を処分することにより、収入があった場合は、その収入額のうち消費税及び地方消費税に係る額を除いた額を補助対象経費から除きます

3 申請期間

令和6年4月1日（月）～令和6年11月15日（金）必着

※申請前に必ず産業振興課ものづくり振興係（「22 問い合わせ」参照）まで事前相談をしてください

4 助成対象者

次のいずれかに該当するものづくり企業等とします。

（1）法人にあつては、次のアおよびイに該当する都内中小企業者等であること。

ア 区内に本社又は事業所の登記があり、区内において1年以上操業する者、または区外において1年以上操業し、現に区内へ移転しようとする者であること。

イ 法人住民税、法人事業税および固定資産税を滞納していないこと。

（2）個人にあつては、次のアおよびイに該当する都内中小企業等であること。

ア 区内において開業しており、1年以上操業する者、または区外において1年以上操業し、現に区内へ移転しようとする者であること。

イ 個人住民税、個人事業税および固定資産税を滞納していないこと。

※ ものづくり企業等

製造業又は機械修理業及びこれに準ずると区長が認める事業を営む者とする。

※ 都内中小企業者等

次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものづくり企業等であつて、東京都内に登記された事業所又は工場を有し、引き続き1年以上操業している者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者であつて、次の（ア）から（エ）までに掲げる者に該当しないこと。ただし、ゴム製品製造業（一部を除く。）にあつては資本規模3億円以下又は従業員900人以下の者とする。

- (ア) 大企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している者
- (イ) 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している者
- (ウ) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している者
- (エ) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる者
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合（事業協同組合等）又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく中小企業団体（協業組合等）であって、その構成員半数以上が都内に主たる事業所を有す中小企業である者
- ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する社団法人及び財団法人
- エ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人

5 助成対象事業

近隣住民等への配慮を前提とした、防音・防臭・防振など操業環境の改善につながる事業と地域との調和・共生を目的とした住民受入環境整備事業が助成対象事業となります。詳細は次の表のとおりです。

（※ただし、他の補助金等を一部財源とする事業および助成対象経費の総額が100万円未満のものは除きます。また、耐震工事も対象外です。）

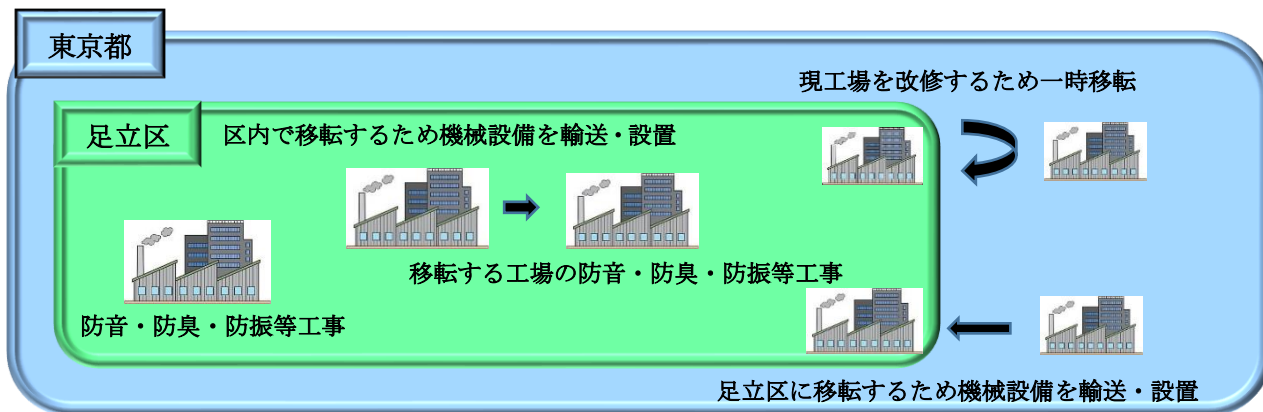
○操業環境改善事業

1 工場の改修事業（新增築を含まない）	
	①区内の現工場の改修。
	②区内移転先工場の改修。
2 工場の移転事業（一時移転を含む）	
	①区内への工場移転。
	②区内の現工場の改修、増築、又は建替（現工場を取り壊した後、同土地で行う工場の新築）に伴う一時移転。ただし、一時移転と現工場への移転がそれぞれ異なる年度に実施される場合については、年度毎に交付決定を必要とし、助成額は合算で最大助成額を超えない。
3 設備更新・導入事業（操業環境改善に著しい効果が見込まれるものに限る）	
	①区内の現工場にある生産に要する設備等の更新。ただし、現在使用している設備を実績報告の提出期限までに処分できない場合は対象外。
	②区内の現工場にある生産に要する設備に取り付ける装置又は工場の敷地内に新たに設置する設備の導入。

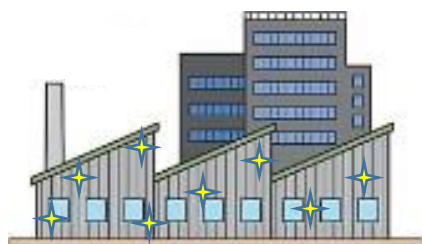
○住民受入環境整備事業

住民受入環境整備事業	
	<p>自らが保有する区内工場の外壁等美化、緑道の整備、オープンスペースの整備等。ただし、工場の壁面緑化のみの申請、収入を得る目的で整備する事業は対象外。</p> <p>成果について、地域住民等への周知を実施すること（HP掲載、チラシ配布、プレート設置等）。</p>

○操業環境改善事業イメージ



○住民受入環境整備事業イメージ



外構部や建物の外壁美化等
(※工場の壁面緑化のみの申請は不可)



オープンスペースの整備や緑道の設置等
(※収入を得る目的で整備する事業は対象外)

6 助成対象経費

(1) 工場の改修事業

- ① 区内の現工場を改修するために必要な以下の経費
 - ア 現工場の改修に係る費用 (施工費等)
 - イ 建物付帯設備の整備費用 (購入費・施工費等)
(ただし、新築工場及び既存工場の増築部分に係るものを含まない。)
- ② 区内の移転先工場の改修を行うために必要な以下の経費
 - ア 移転先工場の改修に係る費用 (施工費等)
 - イ 移転先工場に係る建物付帯設備の整備費用 (購入費・施工費等)
(ただし、新築工場及び移転先工場の増築部分に係るものを含まない。)

※「建物付帯設備」は、操業時の騒音・振動対策に必要な設備、防脱臭設備、工場排煙の浄化・軽減設備等、操業環境の改善に必要な設備のうち、建物から容易に移動又は取外しができないものをいう。

(2) 工場の移転事業 (一部移転を含む)

- ① 区内への工場移転に必要な以下の経費
 - ア 機械等設備の輸送に係る費用 (運搬費・保険費等)
 - イ 機械等設備の設置に係る費用 (分解・組立・校正費等)

② 区内の現工場の改修、増築、又は建替（現工場を取り壊した後、同土地で行う工場の新築）に伴う一時移転に必要な以下の経費

ア 改修等施工期間中の一時移転に係る都内貸工場の賃借費

イ 一時移転に伴う機械等設備の輸送に係る費用（運搬費・保険費等）

ウ 一時移転に伴う機械等設備の設置に係る費用（分解・組立・校正費等）

(3) 設備更新・導入事業

① 区内の現工場にある生産に要する設備等の更新に必要な以下の経費

ア 機械等設備の更新に係る費用（購入費・施工費等）

イ 機械等設備の設置に係る費用（分解・撤去費等）

② 区内の現工場にある生産に要する設備に取り付ける装置又は工場の敷地内に新たに設置する設備に必要な経費

ア 機械の導入に係る経費（購入費・施工費等）

(4) 住民受入環境整備事業

住民受入環境の整備に係る費用（購入費・設計費、施工費、撤去費等）

※撤去費を含む場合は、マニフェスト（産業廃棄物管理票）が完備されていることが必要となります

7 対象経費にあたらないもの

(1) 消費税及び地方消費税

(2) 飲食代と認められるもの

(3) リース等について、補助対象期間外の期間に係るもの

(4) 委託契約により、委託先の資産となるもの

(5) 見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳簿類に不備があるもの

(6) 助成対象事業以外の事業と混同して支払が行われており、助成対象事業に係る経費が区分できないもの

(7) 手形、小切手又はクレジットカードにより支払が行われている経費

(8) 契約から支払までの一連の手続きが助成対象期間内に行われていないもの

(9) その他区長が助成対象外経費と認める経費

8 申請から助成までの流れ

申請	令和6年4月1日（月）～令和6年11月15日（金） ※申請前に必ず産業振興課ものづくり振興係（「22 問い合わせ」参照）まで事前相談をしてください ※申請書類は区のホームページからダウンロードできます
<現況現地調査>	
<審査会>	交付対象企業の選定（申請書を受理した順に随時実施）
<通知>	「助成金交付可否決定通知」

事業開始 ↓ 事業完了	※ <u>交付決定後</u> に助成対象事業に係る経費の契約の締結ができます。
実績報告の提出	令和7年2月14日（金）まで
<完了現地調査>	
<通知>	「助成金交付額確定通知」
助成金交付請求	
<助成金支出>	

※上記日程は、状況により変更される場合があります。

9 事業実施期間

助成金交付決定日から 令和7年2月14日（金）まで

※交付決定後に助成対象事業に係る経費の契約の締結を行い、事業実施期間中に支払いが完了している必要があります

10 申請にあたって

次の書類を提出してください。

- ア 足立区ものづくり企業地域共生推進助成金交付申請書（区指定様式）
- イ 事業計画書(区指定様式)
- ウ その他（添付書類一覧 ※②、④は発行日から3ヶ月以内のもの）

① 企業概要（パンフレット）	⑤ 計画概要資料（工場の位置図、写真等）
② （法人）法人登記事項証明書及び定款の写し （個人）商号登記に係る登記事項証明書の写し	⑥ 経費積算に係る見積書
③ 決算報告書、貸借対照表及び損益計算書 （3期分）	⑦ 工場設置認可書の写し
④ 納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（1期分）	⑧ 建築概要書の写し（ <u>改修事業、移転事業、住民受入環境整備事業</u> の場合に添付すること。）

11 審査について

- （1）提出していただいた書類および現地調査に基づき、申請された事業が助成対象事業であるか、及び対象経費が適正であるかについて審査を行います。
- （2）審査内容に関するお問い合わせについては、一切応じかねます。

12 交付決定について

- （1）助成金の交付決定額は、助成金申請額と異なる場合があります。
- （2）助成金交付に際し、区長が必要な条件を付す場合があります。
- （3）助成金交付決定額は、審査の上、予算の範囲内で決定します。

- (4) 交付決定額は助成金額の上限額を示すものであり、実績報告の検査後に助成金額を確定します。

13 助成金の交付に関する留意点

- (1) 国、都道府県、足立区、他の区市町村、（公財）東京都中小企業振興公社等から同一内容の助成を受け、または交付決定を受けた中小企業者は、本助成金の交付は受けられません。
- (2) 税の未納又は滞納がある場合は、本助成金の交付は受けられません。
- (3) 採択された場合であっても、予算の都合等により申請金額より減額される場合があります。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後であっても、採択や交付決定を取り消します。

14 補助対象事業に係る契約締結の時期

- (1) 補助対象事業に係る契約締結は、助成金交付決定以降に行っていただきます。助成金交付決定前に契約を締結した経費は対象外です。
- (2) 補助対象の工事の他、補助対象外の工事を同時に行う場合、両工事に係る経費を明確に区分するため、各工事について契約相手先を別にしてください。両工事の性質上、契約相手先を別にするできない場合、契約相手先は同じでも、契約を分けた上、工事の実施時期を別にしてください。
（工事の実施時期を別にするとは、一方の工事が完了後に、もう一方の工事の契約を行い、工事を実施することです。）
- (3) 工事の完了および経費の支払いは令和7年2月14日（金）までに完了してください。

15 助成対象事業の変更・中止等

やむを得ない理由で助成事業の内容を変更する場合または中止しようとする場合は、あらかじめ区長にその承認を得なければなりません。

16 実績報告

助成事業完了後（工事および支払いの完了後）、令和7年2月14日（金）までに下記の書類の提出が必要です。

- (1) 実績報告書（区指定様式）
- (2) 実施報告書（区指定様式）
- (3) 収支決算書（区指定様式）
- (4) 助成対象事業の実施に係る見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等
- (5) 事業完了を明らかにするもの（図面、写真等）
- (6) 工場（変更）認可書の写し

(7) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、（法人の場合）定款の写し

※（4）の書類については写しをご提出ください。また、通常業務で一括処理をするのではなく、助成事業専用書類として扱ってください

※ 銀行振り込みの場合は、銀行の領収書（振込依頼書控）を必ず受け取ってください

※（7）の書類については、申請時以降に変更がなければ提出の必要はありません

※ 必要に応じて書類の追加提出をお願いする場合があります

17 助成金額の確定および助成金交付

実績報告書を区が受け取った後、区はその内容を審査し、現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容およびそれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定します。（※助成金の確定額は、交付決定額を上回ることはありません）

助成事業者が助成金交付確定通知書を受領した後、事業者からの請求に基づき助成金をお支払いします。

18 助成事業者の義務

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の義務が発生します。

(1) 助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、助成事業の対象となった工場の操業状況およびその他区長が必要と認める書類を指定する期日までに、毎年度提出しなければなりません。

また、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、区長が報告または実地検査を求めた場合それに応じなければなりません。

(2) 助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

(3) 助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は足立区内で操業するよう努めなければなりません。

(4) 助成事業の実施により取得した財産の管理および処分について、以下の事項を守らなければなりません。

- ① 助成事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について台帳を設け、その管理状況を明らかにすること。
- ② 取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。
- ③ 取得財産等を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、または担保にしようとするときは、あらかじめ区所定の申請書を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付号外大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

- ④ ③により承認を受けた助成事業者が当該取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付しなければなりません。

19 助成金交付決定の取り消し

次の（１）～（６）のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定額の全部または一部を取り消すことがあります。（「20 助成金の返還」参照。）

- （１）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- （２）助成金を他の用途に使用したとき。
- （３）助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- （４）助成対象者としての要件を満たさなくなったとき。
- （５）区長が事業の実施を不相当と認めるとき。
- （６）他の区市町村から同一内容の助成を受けていると判明したとき。

20 助成金の返還

助成金交付決定の取り消しその他により助成金を返還する事由が生じた場合には、助成金を受領した日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95%の割合で計算した違約加算金を、区が指定する方式により返還していただきます。

21 その他

助成対象となった方については、企業名、代表者名、所在地、電話番号をホームページ、足立区の広報紙等により公表する場合があります。

22 問い合わせ（申請書提出先）

〒120-8510

足立区中央本町1-17-1 足立区役所 南館4階

足立区 産業経済部 産業振興課 ものづくり振興係

（電話）03-3880-5869

（FAX）03-3880-5605

（E-mail）sangyo@city.adachi.tokyo.jp